

公共施設の見直し指針に関する検討部会の設置について（案）

（設置）

第1 長野市行政改革推進審議会（以下「審議会」という。）の専門部会として、審議会条例第7条の規定に基づき、公共施設の見直し指針に関する検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

（任務）

第2 部会は、公共施設の見直しに関する事項の調査及び審議を行い、審議会に報告する。

（組織）

第3 部会員は審議会委員の中から審議会会長の任命により、6名以内を選出する。

（部会長及び副部会長）

第4 部会に部会長及び副部会長を置くこととし、部会員の中から審議会会長が任命する。

2 部会長は、必要に応じて部会を招集し、これを主宰する。

3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

（関係者の出席）

第5 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

（庶務）

第6 部会の庶務は、行政改革推進局行政経営課が行う。

参考（長野市行政改革推進審議会条例）

（専門部会）

第7条 審議会に、特定事項の調査のため、必要に応じ専門部会を設置することができる。